

# 住民票などに旧氏(旧姓)の併記が可能に

問総合窓口課

TEL 06-6992-1530

11月5日(火)から、住民票、マイナンバーカードなどに現在の氏と旧氏(旧姓)を併記できるようになります。

これにより、婚姻などで氏に変更があった場合でも、これまで称してきた氏を公証することができるようになるため、契約、就職や職場での本人確認が便利になります。

詳しくは総務省のホームページにも掲載されていますので、ご覧ください。

**注**住民票などに記載できる旧氏(旧姓)は1人に1つだけです。

## 旧氏(旧姓)に関するQ&A

**Q1** 旧氏(旧姓)としては、どのようなものを併記できますか。

**A1** 旧氏(旧姓)を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本などに記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカードまたは通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります)。

**Q2** 結婚して氏が変わったのですが、既に住民票などに併記されている旧氏(旧姓)はどうなるのでしょうか。

**A2** 既に住民票などに併記されている旧氏(旧姓)は引き続き併記され続けますが、請求いただければ変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更が可能です。

**Q3** 旧氏(旧姓)を削除することはできますか。

**A3** 必要がなくなった場合などには、旧氏(旧姓)を削除することが可能です。ただし、旧氏(旧姓)を削除した場合には、その後、氏を変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧氏(旧姓)の中から1つを選んで再び併記することができます。

**Q4** 住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧氏(旧姓)を表示しないようにすることはできますか。

**A4** 住民票では、旧氏(旧姓)は氏名と併せて公証されているものことから、旧氏(旧姓)または氏の一方のみを表示することはできません。

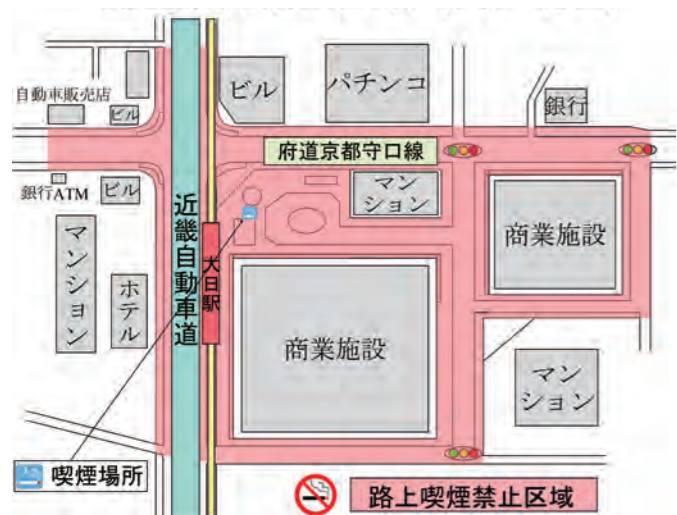


# STOP 路上喫煙

問環境政策課

TEL 06-6992-1511

路上喫煙禁止区域(大日地区)



路上喫煙禁止区域(守口地区)



\* 国・市が管理する道路および駅前広場

「禁止区域」内での路上喫煙はできません。禁止区域内で喫煙した違反者に対して、指導および勧告を行い、これに従わない場合は、1,000円の過料を科すことがあります。

また、禁止区域外であっても、周りの人に迷惑をかける路上喫煙はやめましょう。

**注**火を使わない加熱式たばこも対象です。

# 消費税・地方消費税の税率は10%へ

10月1日に消費税・地方消費税の税率が10%に引き上げられます。

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。皆さんが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引き上げが必要です。

引き上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば、①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援の必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得

の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。

税率引き上げに合わせて、飲食物品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約・週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。この他、家計や景気への影響を緩和するための対策も実施します。

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、身近な行政に生かされています。

詳しくは、「政府広報・消費税」で検索してください。



# 令和元年度税制改正について

問課税課・税政担当

TEL 06-6992-1458

地方税法の改正に伴い、市税条例の一部を改正しました。主な内容は次の2点です。

① 「軽自動車購入時の税の見直し」

10月1日から、自動車取得税が廃止され、「環境性能割」が導入されます。

10月1日から令和2年9月30日までの間に自動車(新車・中古車)を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減されます。

**備**「環境性能割」の税率は自動車の燃費性能などに応じて、自家用の登録車は0~3%、営業用の登録車と軽自動車は0~2%になります。

② 法人市民税の法人税割税率改正

10月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

事業年度	法人税割の税率
令和元年 9月30日までに開始した事業年度	12.1%
令和元年10月1日以後に開始する事業年度	8.4%

**注**今回の税制改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数となります。

# 大阪ガスとの連携をより強固なものに

問危機管理室

TEL 06-6992-1497

8月19日に大阪ガス株式会社との間で『災害対応力強化に関する協力・連携に関する協定』を締結しました。

この協定により、次の項目に関して、さらなる協力、連携を図ります。

- ▽事前の情報共有(ガス供給の復旧状況、マイコンメーターの復帰手順を、市ホームページを通じて市民に提供)
- ▽復旧活動拠点の使用(ガス供給の復旧作業に当たするための活動拠点として、市が指定する場所の使用)
- ▽大規模災害時の非常通信手段の確保
- ▽防災訓練等啓発活動での相互協力

今後も引き続き、大規模災害が発生した場合に備え、関係機関との連携を強化し、さらなる災害に強い街づくりを推進します。

